

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 7 年 3 月 会 議

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 7 年 3 月 7 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 同意第 6 号 農業委員会委員の任命について
同意第 7 号 農業委員会委員の任命について
同意第 8 号 農業委員会委員の任命について
同意第 9 号 農業委員会委員の任命について
同意第 10 号 農業委員会委員の任命について
同意第 11 号 農業委員会委員の任命について
同意第 12 号 農業委員会委員の任命について
同意第 13 号 農業委員会委員の任命について
同意第 14 号 農業委員会委員の任命について
同意第 15 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 議案第 41 号 洞爺湖町デマンド交通運行条例の制定について
- 日程第 4 議案第 42 号 洞爺湖町特別職報酬等審議会条例の制定について
- 日程第 5 議案第 43 号 洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会及び洞爺湖町いじめ再調査委員会条例の制定について
- 日程第 6 議案第 44 号 洞爺湖町の休日を定める条例の一部改正に伴う関係条例の整理について
- 日程第 7 議案第 45 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 8 議案第 46 号 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 47 号 洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 48 号 洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 49 号 洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 50 号 洞爺湖町長寿祝い金条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 51 号 洞爺湖町配食サービス事業に関する条例の廃止について
- 日程第 14 議案第 52 号 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 15	議案第 53 号	洞爺湖町公園条例の一部改正について
日程第 16	議案第 54 号	洞爺湖町立学校設置条例の一部改正について
日程第 17	議案第 55 号	町道の廃止について
日程第 18	議案第 56 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 19	議案第 70 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 20	議案第 57 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 21	議案第 58 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 22	議案第 59 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 23	議案第 60 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 24	議案第 61 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 25	議案第 62 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 26	議案第 63 号	令和 7 年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
	議案第 64 号	令和 7 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算
	議案第 65 号	令和 7 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算
	議案第 66 号	令和 7 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 67 号	令和 7 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算
	議案第 68 号	令和 7 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算
	議案第 69 号	令和 7 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第26まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	石 川 邦 子 君	2 番	小 林 真 奈 美 君
3 番	千 葉 薫 君	4 番	五 十 嵐 篤 雄 君
5 番	今 野 幸 子 君	6 番	室 田 崇 行 君
7 番	大 屋 治 君	8 番	大 久 保 富 士 子 君
9 番	越 前 谷 邦 夫 君	10 番	石 川 諭 君
11 番	板 垣 正 人 君	12 番	大 西 智 君

欠席議員（0名）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経済部長	若 木 涉 君
洞爺総合 支 所 長	佐 野 大 次 君	経 済 部 次 長	篠 原 哲 也 君
洞爺総合 支 所 副支所長	片 岸 昭 弘 君	総務課長	末 永 弘 幸 君
企画財政 課 長	藤 岡 孝 弘 君	政策推進 課 長	野 呂 圭 一 君
住民税務 課 長	宮 下 信 一 君	健康福祉 課 長	高 橋 憲 史 君
子育て支 援 課 長	原 美 夏 君	介護高齢 課 長	兼 村 憲 三 君
観光振興 課 長	田 仁 孝 志 君	産業振興 課 長	仙 波 貴 樹 君
生活環境 課 長	高 橋 謙 介 君	上下水道 課 長	宮 古 義 信 君
地域振興 課 長	後 藤 和 郎 君	教 育 長	渋谷 川 賢 一 君
教育指導 参 与	山 本 惠 一 郎 君	教育推進 課 長	細 江 幸 恵 君
社会教育 課 長	角 田 隆 志 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐々木 勉	書 記	阿 部 は る か
庶 務 係	木 村 暁 美		

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、5番、今野議員、6番、室田議員を指名いたします。

◎同意第6号から同意第15号まで一括上程、説明、質疑、採決

○議長（大西 智君） 日程第2、同意第6号農業委員会委員の任命についてから同意第15号農業委員会委員の任命についてまでを一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の1ページの同意第6号から10ページの第15号までにおきまして一括してご提案させていただきます。

1ページでございます。同意第6号農業委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所は虻田郡洞爺湖町月浦92番地、氏名は青山晴重氏でございます。

続いて2ページになります。同意第7号農業委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所は虻田郡洞爺湖町花和245番地、氏名は吉田新一氏でございます。

3ページをお開き願いたいと思います。同意第8号農業委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所は虻田郡洞爺湖町花和204番地、氏名は田中恭一氏でございます。

次に4ページになります。同意第9号農業委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所は虻田郡洞爺湖町財田77番地32、氏名は佐々木哲三氏でございます。

次に 5 ページ、同意第10号農業委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所は虻田郡洞爺湖町洞爺町417番地、氏名は佐伯昌彦氏でございます。

次に 6 ページでございます。同意第11号農業委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所は虻田郡洞爺湖町成香13番地14、氏名は丸田学氏でございます。

7 ページになります。同意第12号農業委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所は虻田郡洞爺湖町成香464番地、氏名は菊地哲也氏でございます。

8 ページでございます。同意第13号農業委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所は虻田郡洞爺湖町香川164番地、名前は曾川泰寛氏でございます。

9 ページになります。同意第14号農業委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所は虻田郡洞爺湖町香川 5 番地、氏名は西岡正雄氏でございます。

10 ページになります。同意第15号農業委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所は虻田郡洞爺湖町洞爺町84番地、氏名は宮本好氏でございます。

それでは、お手元の議案説明資料に基づいて説明させていただきたいと思います。

議案説明資料の 1 ページをお開き願いたいと思います。

1 ページ、青山晴重氏でございます。

昭和25年 5 月30日生まれで74歳でございます。学歴につきましては、昭和44年 3 月に北海道立伊達高等学校を卒業されております。職歴につきましては、昭和44年 4 月に農業に従事され、現在に至っております。公職歴と団体歴については、記載のとおりでございます。

次に 2 ページ、吉田新一氏でございます。

昭和35年11月19日生まれの年齢64歳でございます。学歴につきましては、昭和54年 3 月に北海道立豊浦高等学校を卒業されております。職歴につきましては、昭和54年 4 月に農業に従事され、現在に至っております。以下、公職歴、団体歴は、記載のとおりでございます。この方は新任の提案でございます。これまでの経験と知識を生かして農業委員としてご尽力いただきたくご提案をするものでございます。

次に3ページになります。氏名は田中恭一氏でございます。

昭和37年3月15日生まれの62歳でございます。学歴は、昭和57年3月に酪農学園短期大学を卒業されております。職歴は、昭和57年4月に酪農研修、昭和60年3月に農業に従事され、現在に至っております。以下、公職歴、団体歴は、記載のとおりでございます。

次に4ページになります。佐々木哲三氏でございます。

昭和42年12月27日生まれの57歳でございます。学歴は、昭和63年3月に北海道自動車短期大学自動車工業科第一部を卒業されております。職歴は、昭和63年4月にトヨタ自動車株式会社勤務、平成元年3月退社され、同年9月に一般社団法人自動車連盟勤務、平成25年3月に退社され、同年4月に農業に従事され、現在に至っております。団体歴は、記載のとおりでございます。この方も新任のご提案でございます。これまでの経験と知識を生かして農業委員としてご尽力いただきたくご提案するものでございます。

次に5ページになります。氏名は佐伯昌彦氏でございます。

昭和30年3月19日生まれの69歳でございます。学歴は、昭和53年3月に千葉大学園芸部園芸学科を卒業されております。職歴は、昭和55年4月に農業に従事され、現在に至っております。その間、平成12年5月有限会社ピュアフーズとうや代表取締役として現在に至っております。平成17年6月に株式会社マルタ代表取締役社長、令和元年6月に同社代表取締役会長、令和3年6月に代表取締役会長を退任されております。公職歴、団体歴は、記載のとおりでございます。

次に6ページでございます。丸田学氏でございます。

昭和49年1月8日生まれで年齢は51歳でございます。学歴につきましては、平成5年3月に北海道留寿都高等学校を卒業されております。職歴につきましては、平成5年4月に農業に従事され、現在に至っております。団体歴等は、記載のとおりでございます。この方は新任のご提案でございます。これまでの経験と知識を生かして農業委員としてご尽力いただきたくご提案をするものでございます。

7ページでございます。菊地哲也氏でございます。

昭和49年2月22日生まれの51歳でございます。学歴は、平成4年3月にとわの森三愛高等学校酪農経営科を卒業されております。職歴は、平成4年5月に株式会社自遊館勤務、同年9月に同社を退社され、同年9月に有限会社斉藤エム店勤務、平成19年3月に同社を退社、同年4月に農業に従事され、現在に至っております。以下、公職歴、団体歴は、記載のとおりでございます。

8ページになります。曾川泰寛氏でございます。

昭和39年9月20日生まれの年齢60歳でございます。学歴につきましては、昭和58年3月に北海道立倶知安農業高等学校を卒業されております。職歴につきましては、昭和58年4月に農業に従事され、現在に至っております。団体歴は、記載のとおりでございます。この方は新任のご提案でございます。これまでの経験と知識を生かして農業委員としてご尽力いただきたくご提案をするものでございます。

9 ページ、西岡正雄氏でございます。

昭和39年1月18日生まれの61歳でございます。学歴は、昭和57年3月に北海道立倶知安高等学校を卒業されております。職歴は、昭和57年4月に農業に従事され、現在に至っております。以下、公職歴、団体歴は、記載のとおりでございます。

続きまして10ページでございます。氏名、宮本好氏でございます。

昭和58年11月19日生まれの41歳でございます。学歴は、平成17年3月に札幌大学女子短期大学部英文学科を卒業されております。職歴は、平成17年4月に宗教法人北海道神宮勤務、平成20年3月に退社、同年4月に株式会社阪急交通社札幌支店勤務、平成22年10月に同社を退社され、同年10月にSabisabi勤務、平成26年3月に同社を退社され、平成27年4月に洞爺湖町地域おこし協力隊として着任され、平成30年3月に退任されて、同年4月より開業され自営業となり、現在に至っておるところでございます。以下、公職歴、団体歴は、記載のとおりでございます。この方は新任のご提案でございます。これまでの経験と知識を生かして農業委員としてご尽力いただきたくご提案をするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。確認程度の質疑といたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第6号から同意第15号までをそれぞれ採決いたします。

この採決は、全て起立によって行います。

初めに、同意第6号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第6号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第7号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第7号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしま

した。

続いて、同意第8号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第8号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第9号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第9号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第10号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第10号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第11号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第11号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第12号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第12号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第13号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第13号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

した。

続いて、同意第14号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第14号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第15号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第15号農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第3、議案第41号洞爺湖町デマンド交通運行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の11ページをお開き願いたいと思います。

議案第41号洞爺湖町デマンド交通運行条例の制定についてでございます。

洞爺湖町デマンド交通運行条例を次のように定めるものでございます。

これにつきましては、昨年10月から運行を開始しました洞爺地区のコミュニティタクシー及びとうやコネクトタクシーの実証運行期間が3月をもって終了することから、本格運行を開始することに伴いまして、運行条件等を新たに洞爺湖町デマンド交通運行条例を制定し定めることとするものでございます。併せまして、洞爺地区コミュニティバスの運行において運用されていた洞爺湖町営バス運行条例を廃止するものでございます。

内容について説明させていただきます。

まず、第1条は、目的でございます。住民の運送体系を整備し、公共の福祉を増進するため、規定するものでございます。

第2条は、定義でございます。デマンド交通について、運行の範囲や運行の時刻を定め、利用者の予約に応じて運行するものと定めたものでございます。

第3条につきましては、国土交通大臣の許可及び登録を受けた路線などの運行の規則を定めるものでございます。

第4条は、運行の制限についてでございます。有事の際に運行の変更や休止を行うものでございます。

第5条は、使用料について運賃を定めるものでございます。

第6条は、運賃の減免について、町民や高齢者の運賃を減免するものでございます。

12ページになりますが、第7条、運賃の還付についてでございます。

第8条は、利用者の責務について、安全運行のために定めるものでございます。

第9条におきましては、乗車の制限についてで、運行の妨げになる利用者を乗車できないように定めるものでございます。

第10条は損害賠償、第11条は委託。第12条は委任事項について定めたものでございます。

13ページをお開き願いたいと思います。13ページは附則でございます。

第1項は、施行期日において、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、洞爺地区コミュニティバスの指定管理によって運行について定めていた洞爺湖町営バス運行条例を廃止するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号洞爺湖町デマンド交通運行条例の制定についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号洞爺湖町デマンド交通運行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、議案第42号洞爺湖町特別職報酬等審議会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書の14ページをお開き願いたいと思います。

議案第42号洞爺湖町特別職報酬等審議会条例の制定についてでございます。

洞爺湖町特別職報酬等審議会条例を次のように定めるものでございます。

この制定の趣旨でございますが、特別職であります町長、副町長及び教育長の給料並びに議会議員の報酬等について、市町村合併後一度も審議されていないことや、また、経済情勢や景気の動向などを踏まえて、金額の妥当性など、今後、必要に応じて審議を行うことを想定されることから、本条例の制定について提案するものでございます。

第1条は、町長の諮問に応じ、特別職等の報酬額を審議するため、本審議会を置くとした規定でございます。

第2条は、特別職の給料に関する条例等を提出するときは、あらかじめ本審議会の意見を聞くものとしたものでございます。

第3条は、委員の構成を定めるものでございまして、町内の公共的団体の代表者、その他住民のうちから7名の委員で組織するものとして、町長からの諮問があった内容の答申があった後、審議が終了次第、委員の任期を終えるとした規定でございます。

第4条は、委員の互選により会長を置き、会長が事故や欠けたときにおきまして、会長が指定する委員が職務を代理することとした規定でございます。

第5条は、会議の開催については会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない旨の規定でございます。

第6条、庶務は総務部総務課において処理するものとしてでございます。

第7条は、この審議会の条例を定めるほか、審議会の運営に関して必要な事項は町長が定めるとした規定でございます。

15ページになります。附則でございます。

第1項につきましては、施行期日は、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、初回の会議を招集する事項で、最初に開かれる会議は第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものとした規定でございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 先ほどの説明で、合併してから一度もこの審議会を開催されていなかったということをお話を聞きましたが、特別職等報酬審議会ということで、これから私たち議員も含めた報酬について進められていくのかなと思ったんですけども、その場合に、委員の構成メンバーを見てみると、町内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要の都度、町長が任命するということで、メンバー7名の人数になっています。この中で話し合われていって答申が出されると思うんですけども、この審議会については、やっぱり町民の皆さんにも理解を得ながらやっていくことが必要だと思うんですが、公開等についてはどのようなになっているのかお聞きします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 公開の関係でございますけれども、まず、今回条例の制定についてご審議をいただいて、了解をいただいて、今後、その報酬等の在り方の審議が想定される場合においては、新たに審議会の構成の委員となられた方の意見を聞きながら、その辺の公開をするのかしないのかの判断になるかと思えます。

現時点におきましては、まずはその内容、先ほど副町長からの答弁ございましたけれども、合併からこれまで一度も審議をされていないこと、それと社会情勢、また物価高騰の内容等々もございますので、それらも含めまして、まずは条例の制定をご審議いただければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。今の回答で、私のほうで理解するについては、委員のほうで、審議会の委員のメンバーに聞いて、その結果、公開するかしないかを考えるということだったと思うんですが、それであれば、内容によっては公開できない内容もあるかもしれませんけれども、やっぱりできるだけ内容については、町民の方々に理解を得るためにも、ぜひ公開、可能な限り公開していく方向でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 今の公開のお話ですが、端的に言いますと、私ども、原則公開しようと考えています。基本的には、その委員会のメンバーに了解をいただいた上で公開をしたいという考え方なのですが、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号洞爺湖町特別職報酬等審議会条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号洞爺湖町特別職報酬等審議会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、議案第43号洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会及び洞爺湖町いじめ再調査委員会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、16ページをお開き願いたいと思います。

議案第43号洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会及び洞爺湖町いじめ再調査委員会条例の制定についてでございます。

洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会及び洞爺湖町いじめ再調査委員会条例を次のように定めるものでございます。

この条例は、一つの協議会と、それから二つの委員会をまとめて、一つの条例として提案させていただくものでございます。

制定の趣旨でございますが、国の基本方針に基づきまして、子供に対するいじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決のため、関係者間の連携を強化するとともに、いじめ防止対策推進法の規定による重大事態への対処等に対応するため、条例制定の提案をするものでございます。

それでは、1条から説明させていただきたいと思います。

第1条は、趣旨でございます。法に基づきまして、いじめ防止対策や重大事態に適切に対処するために必要な事項を定めるものでございます。

第2条から第8条までは、洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会につきまして定めているものでございます。

その2条でございますが、洞爺湖町におけるいじめ問題の防止に関係する機関及び団体の連携を図るため、洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会を置くとした規定でございます。

第3条でございます。17ページにまたがりませんが、所掌事項で、いじめに対して学校と関係機関が連携し、未然防止をするとした規定でございます。

第4条、協議会は、町長及び教育委員会の事務局、学校、北海道警察、地域の関係団体として、児童委員、自治会、青少年健全育成関係者の団体の中から教育委員会が任命するとした規定でございます。

第5条は、委員の任期は3年とし、欠員の場合は前任の残任期間とするものを規定したものでございます。

第6条は、協議会に会長を置き、教育長を会長に充て、会務を処理し、会長に事故や欠けたときにおきましては、会長が指定する委員が職務を代理するとした規定でございます。

第7条は、会長が招集した会議の議長は会長とした規定でございます。

第8条、会長は、協議会の会議に必要があると認めたときは関係者の出席を求め、また、必要な資料の提出を求めることができるものとした規定でございます。

次に、第9条から第15条までは、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会につきまして定めた

ものでございます。

第9条、いじめ防止対策推進法の規定に基づきまして、教育委員会の附属機関として洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会を置くとした規定でございます。

第10条、委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法に定める重大事態に関わる事実関係を明確にするため、必要な事項の調査審議を行い、教育委員会に答申するものとした規定でございます。

第11条でございますが、18ページにまたがりますが、委員会は、弁護士、医療者、それから学識経験者、心理または児童福祉の専門知識を有する者、いじめ防止に知見を有する者から5人以内の委員の構成とし、教育委員会が任命するとしたものでございます。

第2項は、前項の規定にかかわらず臨時委員の任命をすることができるものとし、第3項については、前2項の任命に際し、重大事態に関わる関係者と利害関係を有する者を委員に任命することはできないとしたものでございます。

第12条になります。委員会の任期は、任命の日から第10条に規定する調査審議会の結果を答申した日までとするものでございます。

第13条、委員会は、委員長及び副委員長を委員の互選により選出するものとし、委員長は会務を総理し、委員長に事故やまたは欠けたときは副委員長が職務を代理するとした規定でございます。

第14条は、委員長が招集し、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない旨の規定でございます。

第15条は、委員長は、会議に必要があると認めたときは関係者の出席を求め、また、必要な資料の提出を求めることができるとするものでございます。

第16条から20条までは、洞爺湖町いじめ再調査委員会について定めたものでございます。

第16条、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、町長の附属機関として洞爺湖町いじめ再調査委員会を置くこととした規定でございます。

第17条は、19ページにまたがりますが、再調査委員会は、町長の諮問に応じ、法の規定に重大な事態の調査結果について必要な審議を行い、町長に答申するとした規定でございます。

第18条、再調査委員会は、弁護士、医療者、学識経験者、心理または児童福祉の専門知識を有する者、いじめ防止に知見を有する者の中から5人以内の委員で構成し、町長が任命するとした規定でございます。

第2項は、前項の規定にかかわらず、臨時委員の任命をすることができるものとし、第3項については、前2項の任命に際し、第11条の委員や重大事態に関わる関係者と利害関係を有する者を委員に任命することができないとしたものでございます。

第19条、委員の任命は、任命の日から第17条の規定する調査委員会の結果を答申するまでとしたものでございます。

第20条、13条から15条までの規定は、再調査委員会について準用するとしたものでございます。

第21条は、委員会の委員及び臨時委員並びに再調査委員の委員及び臨時委員の守秘義務についての規定でございます。

第2項では、この条例の規定による調査に際し、適正に個人情報を取り扱うとしたもので、公平性や中立性を確保し、誹謗中傷等による権利侵害が生じないよう配慮したものでございます。

第22条は、20ページにまたがりますが、協議会及び委員会は教育委員会、再調査委員会について総務部総務課が行うものとしたものでございます。

第23条、この条例に定めるもののほか、協議会の委員、協議会及び委員の運営に関し必要な事項は教育委員会が、再調査委員会の運営に関し必要な事項は町長が定めるとした規定でございます。

次に、附則でございます。第1項については施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は、初回の会議の招集に関する事項で、最初にかれる会議につきましては、第7条1項の規定にかかわらず、教育委員会または町長が招集するものとした規定でございます。

第3項では、洞爺湖町特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、別表中、第10号を第12号に改正し、第9号の次に第10号洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会報酬額日額1万5,000円を、それから第11号洞爺湖町いじめ再調査委員会委員報酬日額1万5,000円を加えるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 私ども、総務常任委員会でも学校を訪問させていただいたときに、必ずこのいじめの案件について、発生状況であるとか対応策等をお伺いしているわけですが、今までは、学校内や教育委員会も絡んでのことはあるかもしれませんが、その現場でしか対応ができていなかった部分が、こうやって条例ができることによって、協議会段階で防止ができるほうが、それにこしたことはないんですが、調査委員会とかになってきた場合には、もう事案が発生してのことになりますので、できるだけそういう委員会の開催がないことが望ましいわけでありましたが、この条例の制定をすることによって、今までなかったことと比べて、どういう効果といいますか、あることによって、改善はなかなか、発生したものについてはもう調査するしかないのかもしれませんが、今までと違った部分、効果が現れる部分が何なのか、簡単にお知らせいただければと思います。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

この協議会、洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会というのは、年に1回ほど開催する予定として考えております。こちらの委員には、警察、地域の関係団体、学校関係者というよう

な委員を含めた段階での会議の立ち上げと考えておりますことから、今以上に各学校からの情報、そして地域一体となつての情報共有が整っていくと考えておりますことから、今までも早期発見、早期解消に努めてきているところではございますが、今後より一層、子供たちのいじめ問題に関して、早期発見、早期解消に努めていけるものと感じております。

○議長（大西 智君） よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） いじめについては、いつでも起こり得るということを前提にして考えていかなければいけないんですけれども、私のほうで何点かお聞きしたいことがあります。

まず、洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会の委員構成なのですが、第4条になりますか、17ページのここには、メンバーの中には学校関係者とかはメンバーにならないんでしょうかということがまず1点目です。

それから2点目なのですが、洞爺湖町いじめ再調査委員会ということなのですが、再調査ということになりますので、段階的にいじめ重大事態調査委員会、その後、もし必要があれば再調査委員会に進んでいくと思うんですけれども、この再調査委員会を置く基準みたいなものがあるかと思うんですけれども、教えていただきたいと思います。

それから、先ほどの議案でも質問しましたが、この三つのものは原則公開でいいのかということと、旭川とか室蘭でも結構報告書を公開するとかしないとか、結構もめていたかと思うんですよね。そういうことでこの公開についての考え方を聞かせていただければと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 3点ですね。

細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） では、1点目の洞爺湖町いじめ問題対策協議会に学校関係者が入らないのかというご質問です。

こちらは、最初の部分で、町長及び教育委員会事務局、北海道警察、その次に学校その他とありますので、学校関係者も委員に考えてございます。

次の2点目の再調査委員会の関係でございます。

こちらは、いじめの重大事態の報告を受けた町長が、重大事態への対処または報告を受けた重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要とあると認めた場合に、再調査を必要とする場合、この委員会を立ち上げると考えてございます。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） ただいまの公開に関わってのご質問もございましたけれども、中身に関わっては非常に個人的な内容も関わるものですから、その部分についての公開というのはなかなか難しいのかなと正直思っておりますが、委員の公表といったところについては、北海道のほうでもできるだけ公表するようにといったようなお話もありますので、ただ、委員の方の了解をいただくという場面も必要になろうかなというふうに思っておりますが、原

則、委員の氏名については公開したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） よろしいですか。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） いじめのことということで、過去に私、いじめのことをいろいろお話を聞いたことがありますけれども、まずイメージ的に、いっぱい文章をずっと羅列しているんだけど、いじめといってもいろんな種類ありますよね。例えば本当に重大な事故が起きる可能性もあるようないじめもあれば、ちょっとしたいたずら心でやるいじめもあれば、でも、したほうはそういう感覚がなくても、されたほうはいじめられているという感覚、この辺の微妙なところ、全部全て調査委員会とかにそういう話があった場合に回すのかということ、イメージ的に物すごい大きな事件、これは大変なことだということになった場合だけがここに行くのかということですよ。

それから、いじめというのは、その段階、最初はちょっとしたいじめでも、少しずつたっていくと結構大きな話になる場面もありますのでね。その辺のこの感覚というか、ちょっとどうなのかなということを確認したいと思います。

それともう一つ、調査委員会と、例えばいじめ再調査委員会と、これはメンバーが同じ種類の方なんですけど、同じメンバーでやるのか、それとも別、同じ肩書なんですけど別なメンバーにするのか、その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） まず、メンバーの関係から先にお伝えさせていただきます。

重大事態の調査委員会と再調査委員会のメンバーとして、職種としては同じ職種の方々をメンバーで考えてございますが、この部分については、同じ方ではなく、別の方々が再調査委員会の委員とすることと定めてございます。

あと、一つ目の重大事態の部分のお答えをさせていただきます。

今、学校では、いじめ調査を年2回、3回実施しておりますが、その中では子供たちが、ちょっとでも嫌と感じた部分をいじめというような認識で調査を行っております。ですので、学校でいじめ調査の結果が上がってくる部分については、かなりの件数で上がってきてございます。その部分に関しましては、各学校ですぐに、いじめの学校で行っております対策委員会を開催し、やはり子供たちに状況を確認したり、時には親御さん、保護者の方に状況を伝えたりという形で対処をしていっているのが今の現状でございます。その中でも、やはりかなりひどい状態で重大事態ということでの認識をされた場合にだけ、この重大事態の調査委員会と、そしてなおかつ再調査委員会へという形で委員会を開催させていただくような形になるかと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） いじめの重大事態の取扱いの部分でございますけれども、法の中で

はこのような形で表現されております。いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、もう一つは、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときといったようなことで、こういったようなときに重大事態というふうにして捉えていくということが一つと。

もう一つは、保護者の側ですとか、また子供さんが、これは重大事態だというふうに訴えた場合については、それがあるんじゃないかという疑義が生じたときには、すぐにこちらの重大事態という形でまず取り扱っていくことを前提に解決に向けて取り組んでいくといったような形になっております。

いずれにしても、今回この条例を制定していただいたんですけれども、最初の検討する委員会については必要だなというふうに思っておりますが、後ろの二つにつきましては、こういったことが、この条例が使われないということが望ましいことだというふうに思っておりますので、いじめの防止に向けて、学校と協力しながら最大限取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会及び洞爺湖町いじめ再調査委員会条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、洞爺湖町いじめ問題対策連絡協議会、洞爺湖町いじめ重大事態調査委員会及び洞爺湖町いじめ再調査委員会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開を11時5分といたします。

（午前10時56分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、一般議案を続けたいと思います。

（午前11時05分）

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、議案第44号洞爺湖町の休日を定める条例の一部改正に伴う関係条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書21ページをお開き願いたいと思います。

議案第44号洞爺湖町の休日を定める条例の一部改正に伴う関係条例の整理についてでございます。

洞爺湖町の休日を定める条例の一部を改正に伴う関係条例に関する条例を次のように定めるものでございます。

この改正の趣旨でございますが、当町の年末年始の休日は現在12月31日から翌年の1月5日までと定められておりますが、国や北海道と期間が異なり連絡調整が不便なことや町民への分かりづらさもあることから、このたびご提案をするものでございます。

関係する条例は、議案説明資料11ページから14ページまでございますが、簡潔に申し上げますと、第1条は洞爺湖町の休日を定める条例、第2条は洞爺湖町の職員の勤務、休暇等に関する条例、第3条は洞爺湖町社会教育施設条例、第4条は洞爺湖町体育施設条例、第5条は洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例、第6条は洞爺湖文化センター条例、第7条は洞爺湖町観光情報センター設置条例でございます。

附則でございますが、附則につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号洞爺湖町の休日を定める条例の一部改正に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号洞爺湖町の休日を定める条例の一部改正に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、議案第45号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書23ページをお開き願いたいと思います。

議案第45号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものでございます。

この改正の趣旨でございますが、刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑が創設されたことに伴いまして、条例中の懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改めるものでございます。また、この法律の施行に伴う経過措置を設けたものでございます。

今回の改正で改める条例は三つございます。議案説明資料の15ページから18ページにございますが、関係する条例は、洞爺湖町職員の給与に関する条例、それから洞爺湖町行政不服審査会条例、それから洞爺湖町議会の個人情報保護に関する条例でございます。

附則になりますが、施行期日は1項として、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行日から施行するものでございます。

次に、罰則の適用等に関する経過措置でございます。2項につきまして、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものでございます。

また、3項から5項につきましては、欠格条項など、懲役や禁錮に処された者や、これらの刑で起訴された者を人の資格制限の対象としている場合等には、今回の刑法改正に伴って、これらの刑を禁錮刑に改正されたものとして、その対象となる範囲に影響を生じないものとするものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、議案第46号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書25ページをお開き願いたいと思います。

議案第46号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございますが、人事院勧告によります各種手当の給付対象範囲の改正がございました。それに伴う改正となっております。

詳細については、議案説明書の19ページから24ページに記載してございますが、内容については口頭で説明させていただきます。

1点目は、12条の扶養手当の改正でございます。

改正の理由としましては、社会状況の変化に対応するため、配偶者への支給の扶養手当を段階的に廃止するものでございます。またお子さんをお持ちの職員の手当につきましては拡充し、子ども手当の内容を増額するものとなっているところでございます。

まず、配偶者の扶養手当は現在6,500円を支給されておりますが、段階的に減額し、令和8年度には廃止する内容となっております。

また、お子さん1人当たりの扶養手当につきましては、現在月額1万円を支給しておりますが、段階的に増額し、令和8年度で1万3,000円に増額するものでございます。

2点目は、第15条で通勤手当の改正でございます。

これにつきましては、通勤手当の上限額を定めたものでございまして、現在5万5,000円を上限額としておりましたが、遠距離通勤等の職員の通勤費を配慮し、上限を15万円に引き上げる改正となっております。

3点目が20条でございますが、管理職の特別勤務手当でございます。

これにつきましては、臨時または緊急的に必要に応じて対応することになっておりますが、原則として現在は午前0時から午前5時までの時間帯を対象としておりましたが、このたび、午後10時から朝の午前5時までとする内容となったものでございます。

4点目は、25条の特定職員についての適用除外でございますが、これにつきましては、特

定の職員の関係する手当の支給について、適用を除外する規定となっておりましたが、いわゆる再任用職員に対しまして、住居手当、それから寒冷地手当の支給を対象とすることから、適用除外の規定から外すこととした改正の内容となっております。

附則になります。26ページ、第1項施行期日におきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2項の号給の切替え及び第3項の切替日前の異動者の号給の調整でございます。これにつきましては、号俸の初号の額の引上げに伴う経過措置を定めたものでございます。

第4項、切替日から令和8年3月31日の間における扶養手当に関する経過措置でございますが、これにつきましては、12条の扶養手当につきまして段階的な見直しをされることから読替えを規定しているものでございまして、配偶者への扶養手当につきまして、令和7年度においては6,500円から3,000円の扶養手当とするものでございます。また、お子様の扶養手当につきましても、令和7年度におきましては1万1,500円の扶養手当を支給するとしたものでございます。

第5項につきましては、その他の経過措置への規則の委任についてございますが、この条例の施行の必要な経過措置につきまして規則で定めたものでございます。

第6項につきましては、この条例による改正後の洞爺湖町職員の給与に関する条例の規定は、令和7年度以後の年度分の改正となる対象となる手当について適用し、令和6年度分までの改正の対象となる手当については、なお従前の例によるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 通勤手当のことでちょっとお聞きしたいと思います。

上限額が5万5,000円から15万円に上がったと、上限額が。結構上がっているなと思います。これはうちの町に適用する人がいるのかどうかも聞きたいし、この距離によってその支給手当ってあるんだと思うんですけども、洞爺湖町から洞爺総合支所へ行く、またはそこに住んでおられる方がそこで働く、いろんな関係あると思うんですけど、この辺の支給の内容を若干分かりやすくご説明いただきたいのと、このうちの通勤手当で一番もらっている方はどのぐらいいるのか。当町に住んでいれば分かるでしょうけれども、違う自治体から通っていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれません。ちょっと内容を簡潔で結構ですので、お教え願えればと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまの件でございますけれども、簡潔にということでございますけれども、お住まいのところから勤務地、例えば総合支所であったり本庁舎であったりする場合には、距離に応じて通勤手当が支給されるわけでございますけれども、平均なのでございますけれども、1万円前後、月にして1万円前後なのかなというところでございます。

例えば、職員の中においては、状況によって、町外の方も想定されますので、その距離数に応じた単価に応じて算定をしているのがまず1点です。

それと、先ほど金額の5万5,000円から15万円とございました。これは、新幹線の通勤を想定した内容でございまして、国に準じて今回改正はするんですけれども、町内においては該当はしないということでございますが、実際に動きを見ますと、育児だとか介護の事情によりまして転居する職員も想定をされるということで国は見込んでございまして、それらの任用の諸事情を考慮した上での改正という内容になります。

以上です。

○議長（大西 智君） よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第47号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の31ページをお開き願いたいと思います。

議案第47号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

この改正の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等の一部改正に伴いまして、これに対応するため改正をするものでございます。

本改正につきましては、議案説明資料の新旧対照表では22ページにまたがるものですから、時間も要することから、関連法の改正に伴う改正であることから、本議会の時間短縮に取り組んでいることもありまして、改正の概要について説明させていただきたいと思います。

主な改正点は3点ほどございまして、1点目は、子ども・子育て支援法の第19条の改正がございまして、第2項が削られたことによりまして一項建ての条とされたため、同条を引用する場合には項の言及しない形に改正するものでございます。

2点目でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正により、保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことに伴いまして、厚生労働大臣から内閣総理大臣に改める改正でございます。

3点目は、事業者や施設を利用する保護者が書面作成が必要なものや書面作成が想定されるものにつきまして、53条を追加することにより、電磁的な記録、いわゆるインターネット等により行うことができるようにしたものでございます。

なお、この条例で、特定施設及び保育施設は、町内におきましては私立幼稚園が1園ございます。そのほかの特定地域型保育事業による認可事業をしている事業所はございません。

36ページになりますが、附則でございます。附則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第48号洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の37ページをお開き願いたいと思います。

議案第48号洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

この改正の趣旨でございますが、条例制定の基準としている国の省令で定められている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

概要でございますが、これも議案説明資料の47ページから58ページと長いことから、主なものを説明させていただきます。

3点ほど内容としては変わっております。

1点目は、家庭的保育事業等の連携及び連携施設の確保規定について緩和をしたものでございます。

2点目は、家庭的保育事業者等が安全計画を策定し、安全計画に従い、必要な措置を講ずることとの義務に関する規定を追加されたものでございます。

3点目は、保育所等における3歳児及び4歳、5歳児の職員配置基準を改正するものでございます。

この条例の家庭的保育事業とは、町が認可し、小規模保育所等の事業のことでございますが、町内には該当する事業者がありません。将来的に希望する事業者が出た場合ということで、適切な対応をするため、条例改正をするものでございます。

41ページになりますが、附則がございます。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 当町には今のところ該当するものはないということですが、将来的にもし現れたとしたら、ちょっとお聞きしたいんですが、家庭的保育ってどのようなものを想定しているのでしょうか。

○議長（大西 智君） 原子育て支援課長。

○子育て支援課長（原 美夏君） 家庭的保育事業とは、ゼロ歳から2歳までの、また定員1人から5人ぐらいまでの家庭的保育事業、あと、それから小規模かつ2歳まで、定員6人から19人の小規模保育事業、また、事業所の従業員の子供である事業所内保育事業、それとあと、保育を必要とする子供の居宅で実施する居宅訪問型保育事業としております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第11、議案第49号洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書の42ページをお開き願いたいと思います。

議案第49号洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

この改正の趣旨でございますが、国の省令で定められている放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴いまして一部を改正するものでございます。

改正概要でございますが、議案説明資料の59ページから61ページにあります。3点ほどございます。

1点目は、放課後児童健全育成事業者が安全計画を策定し、安全計画に従い必要な措置を講ずることの義務に関する規定が追加されたものでございます。

2点目は、児童の安全や事業の質が確保されることが前提の下、基準で定める事項を全て参酌すべき基準とされたことに伴いまして、開所から閉所まで支援員2名体制で行うこととされているところでございますが、利用者が5人以下となる時間帯におきましては、安全確保の方策が図られているときに限り、支援員を1人とすることができるという規定を追加されたものでございます。

3点目は、こども家庭庁の通知に基づきまして、認定資格研修修了予定者を放課後児童支援員として含むことができるという規定を追加するものでございます。

44ページにございますが、附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 当町にも3か所この施設がございますが、この条例の変更に該当するといえますか、影響を受ける施設があるのかどうか、そのことだけ確認させてください。

○議長（大西 智君） 原子育て支援課長。

○子育て支援課長（原 美夏君） 現在、放課後児童クラブ3か所で行っておりますが、土曜日ですとか、非常に少ない児童の預かり日というものもございます。また、それと時間帯によって閉所する6時半近く、6時以降とか時間が遅い時間になりますと児童が減ってきて、少なくなる時間等がございます。その場合に適用させていただく予定でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 利用者の安全確保が図られているときに限りということになっているんですけども、そこで1点なのですけども、例えば、研修及び訓練を定期的に実施しなければならない、それから、定期的に安全計画の見直しを行う、それから、定期的に業務継続計画の見直しを行いとあるんですけども、具体的にはどういう頻度でというか、定期的にとこの言葉についてなのですけども、教えてください。

○議長（大西 智君） 3点ですね。

原子育て支援課長。

○子育て支援課長（原 美夏君） まず、安全計画なのですが、放課後児童クラブにおいては、今年度、安全計画を策定しなければならないという形で決められております。それで、当町でも安全計画の策定をしているところなのですけども、安全点検を行う、年間通して計画的に。それからマニュアルを、それぞれのマニュアル、危機管理マニュアル、事故防止ですとか感染症の予防対策、あと、それから防犯、不審者対応、防災、災害発生対応時などのマニュアルを併せて策定しなければならないという形になってございます。

また、児童、保護者に対する安全教育というものも計画の中には盛り込むという形になっておりまして、学年に応じて安全教育を行っていく予定にしております。

また、これらを保護者への周知というのも行わなければならないということになっております。

また、訓練や研修においても、テーマなどを決め、前期後期に訓練、研修を行うような安全計画になってございます。

○議長（大西 智君） 小林議員、議案の何ページのどこの部分の定期的なのかということも含めて詳しく質疑していただければと思います。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） これから計画とかマニュアルを策定していくということだったんですけれども、すみません、言葉足らずで。42ページ、第6条の2の中に、定期的を実施するとなっていて、その定期的というのは、例えば年に2回なのか1回なのか。

それから、43ページの上の4のところにも、定期的に安全計画の見直しを行いとあります。これも年に1回なのか、例えば2年に1回なのかという部分。

それから、44ページの3のところに、定期的に業務継続計画の見直しを行いとなっているのも、この定期的というのは年に1回なのか何年かに1回なのかという、そういう部分を教えていただきたかったです。

○議長（大西 智君） 原子育て支援課長。

○子育て支援課長（原 美夏君） まず、42ページの安全計画の6条です。訓練においては、計画の中に研修計画というのを入れてまして、これは年に2回想定しております。前期と後期それぞれ一度ずつ行う予定としております。

それと、あと安全計画の見直しについては、年1回ずつ安全計画のほうを見直しを図りますし、それと併せて必要があれば随時見直しをかける予定としております。

また、44ページの職員に対しての業務継続計画の周知等ですが、こちらにつきましては、訓練、研修と併せて、こちらのほうも年2回予定をしております。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第12、議案第50号洞爺湖町長寿祝い金条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔） 議案書の45ページをお開き願いたいと思います。

議案第50号洞爺湖町長寿祝い金条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町長寿祝い金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

本改正の趣旨でございますが、急激に加速化する人口減少、少子高齢化などの社会構造の変化等の背景を踏まえて、長寿祝い金事業の見直しを図り、受給資格や祝い金等を改めたく提案をするものでございます。

議案説明資料の62ページにもございますが、2点ほどございます。

受給資格についてでございます。現在、満100歳及び満88歳とあるものを、満88歳を削除し、100歳のみとするものでございます。また、本町に通算して10年以上とあるものを30年以上に改めるものでございます。

第3条の祝い金ですが、これにつきましては、100歳祝い金については20万円、88歳については2万円とあるものを、100歳で3万円分のとうやコインと記念品とするに改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 100歳について20万円、とうやコインを記念品で渡すということになっているんですが、とうやコインを広げることはいいいんですが、いまだ町民にとうやコインが行き届いていないこの状況で、100歳の方にコインはどうなのかなって、ちょっと危惧するところなのですが、その点はどのように考えておりますか。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） ただいまのご質問でございます。

現在考えておりますのは、今言われました、とうやコイン、これは全町的に今進めようとしているところで、力を入れているところでもございます。そういう意味でも、今回この条例にも反映させたというところでございますが、議員が危惧されるところ、それがコイン、100歳の方にそのコインが使えるのかどうかというところでございますけれども、これは実はこのコイン、とうやコインのカード、これは申請によってカードを、例えば3万円分のカードとして本人に手渡しでお渡しします。そして記念品と一緒に渡しますが、ただこの100歳の方、そのカードを持って使えるのかどうかというようなところでございますけれども、私も昨年の4月から100歳の方への長寿祝い金という形で町長と一緒に回らせていただ

きました。当然入院されている方もいれば、ご自宅で元気な方もおりますので、そこに関しましては、私の感覚的には、お渡ししても、それは町内への還元として使えるというように認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 結局はこれは、お祝い金ということですよ。お祝いという形なのですが、そういう人、100歳の方がそのカードをもらって、どれだけうれしいと感じるかですよ。何も感じなければ祝い金でも何でもなし。やっぱり現金があったほうがうれしいなって、そうしたら、横にいる人でも誰にでもね、自分が渡せるというのもあるし、これで何か買ってということも言えるだろうけれども、ちょっと理解して喜んでもらうところまでまだっていないのかなって、徐々にこうやってしていくのはいいと思うんですけど、まだちょっと早いのかなって感じるんですが、どうでしょうか。

○議長（大西 智君） 今野議員、質疑でお願いしたいと思います。

下道町長。

○町長（下道英明君） 今野議員から質疑ございました。

ちょうど兼村課長と私も100歳の長寿の訪問に行かせていただいているんですが、領収書を例えば全てご家族の方が書いているという状況でございまして、今回の改定についても、やはりそのご家族で私どもお祝いをするということですので、そういった点では、今後、とうやコインということを利用させていただくということで、そのきっかけになればということで、ご家族の方とその100歳のご長寿をお祝いするというので、今こういう形でご提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号洞爺湖町長寿祝い金条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号洞爺湖町長寿祝い金条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第13、議案第51号洞爺湖町配食サービス事業に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書の46ページをお開き願いたいと思います。

議案第51号洞爺湖町配食サービス事業に関する条例の廃止についてでございます。

洞爺湖町配食サービス事業に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものでございます。

本廃止の趣旨でございますが、現在、洞爺地区の65歳以上で一定の要件を満たしている方に対しまして、食事の提供と当該利用者の安否確認などを目的に配食サービス事業を実施しておりましたが、利用者が減少していること、また、本年7年4月から、民間の配食サービス事業者がこの虻田地区と同様に洞爺地区も対象エリアとして拡大していただけるタイミングを鑑みまして、町全体の均衡を図るため、総合的に判断し、事業を廃止し、これに伴う条例の廃止を提案させていただくものでございます。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 洞爺湖町配食サービス事業に係る条例の廃止についてということでございます。配食サービス事業ですが、ただ単に食事の提供ということだけではなくて、やはり安否確認ということが重要なところだと思っております。隣の町でございますが、新年度予算に、この配食サービス事業を増額して、今まで3日のを5日に増額するという、それで提案するということが新聞報道でもございました。

廃止の理由としては、利用者が減少していることと民間のサービス事業者がエリアを拡大するということでございますが、この民間配食サービス、この安否確認のほうをお願いするということのお考えなのでしょうか。お願いいたします。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） ただいまのご質問でございます。

現在、配食サービス、安否確認も伴う配食サービスということで現在実施しておりますが、今後に向けては、当然、今新たにその配食サービスの事業を行う事業者、そこに関しましては、実際に不在のときは、トレイというか器を取ってこないということで、実際に会って、相手に会って、それを引き渡しというようなことになってございます。そしてまた、現在、その見守りの協定も実は結んでいるところでもございますので、そのところは安心してい

ただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 補足説明させていただきますと、現在、虻田地区のほうでこの配食サービスをやっている事業者さんが、洞爺地区に広がるということで説明させていただいたところでございますが、その中で、先ほど課長が申し上げたのは、コープさっぽろさんがやっているんですが、コープさっぽろさんと私ども町といたしましては、2012年の7月に高齢者見守り協定というのを結ばせていただいて、そういう協定もこちらのほうでもやっていることもありますので、それを洞爺地区でも展開していただくということもありまして、そういう考え方で進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 今、コープさっぽろということだったんですけど、配食を求める人が今減少しているということが言われましたけど、それが今度、民間がやって採算が、結局減少していくことで採算が取れない。この物価でどんどん上がる、結局、配食を求める人も値段で配食を利用できなくなる、そういった懸念はないんでしょうか。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） ただいまのご質問でございます。

議員の心配する部分でございますけれども、これまで、実は今、洞爺地区の利用者の方に実は個別に聞き取りをしてきてございました。金額面、そして毎日の利用、毎日といいますか、平日の利用ですね。土曜日も含めてなのですけれども、一定程度といいますか、全ての方がぜひ利用したいと。金額が高くなっても、やはり配食は続けたいというような回答をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号洞爺湖町配食サービス事業に関する条例の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号洞爺湖町配食サービス事業に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時58分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、一般議案を続けます。

（午後1時00分）

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第14、議案第52号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、47ページをお開き願いたいと思います。

議案第52号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

本改正の趣旨でございますが、本年、令和7年2月7日付で国民健康保険法施行令の一部が改正する政令が公布されております。国民健康保険税の賦課限度額が引き上げられたことに伴いまして、洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正するべく提案をするものでございます。

新旧対照表の63ページをお開き願えればと思います。

洞爺湖町国民健康保険税条例新旧対照表でございます。

この中、第2条でございますが、課税額でございます。

第2項の基礎課税額の限度額について、65万円を66万円に改めるものでございます。

また、第3項でございますが、高齢者支援金等課税額の限度額について、22万円を26万円に改めるものでございます。

また、23条の国民健康保険税の減額でございます。

第1項に、本文中に、基礎課税額の限度額を65万円から66万円に、64ページになります、後期高齢者支援金等課税額につきまして、22万円から26万円に改めるものでございます。

また、第2号でございますが、国民健康保険税の軽減判定基準の緩和によりまして、納税者の負担軽減を図ることとしたものでございます。

内容につきましては、第2号における保険税5割軽減判定の基準所得の加算額につきまして、29万5,000円から30万5,000円に改め、第3号では、保険税の2割軽減判定の基準所得の

加算額を54万5,000円から56万円に改めるものでございます。

議案書47ページに戻っていただきます。

附則でございます。施行期日は令和7年7月1日からの施行でございます。

適用区分といたしましては、この条例による改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるというふうにしたところでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） この条例で一部改正することによって国保加入者に対してどのような影響が実際に現れるか、お聞きします。

それが、所得に関しては、こういった所得層がまた大きな影響を与えられるかということをお聞きします。

○議長（大西 智君） 2点でございます。

宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 今回の改正によります、こういった影響が考えられるかというところでのご質問かと思います。

まず、限度額の改正につきましては、所得の高い世帯が対象となっておりまして、令和6年度でいきますと、国保加入世帯の1,322世帯のうち38世帯が今回の限度額の改定の対象となる見込みでございます。こちらにつきましては、合計で116万2,000円分の税収の増になるといったところでございます。

また、基準額の見直し、所得判定基準の見直しに係る部分でございますが、こちらにつきましては、今回新たに軽減の対象となる世帯というのがどれぐらいかというのは現在把握していないんですけれども、5割軽減の方と2割軽減の対象となる所得の低い世帯に関しましては、毎年国保加入者の25%から30%程度となっておりまして、令和6年度でいきますと350世帯、600人程度が該当になりまして、軽減額ではおよそ1,100万円程度となっており、令和7年度に関しても同等の影響があるものと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 所得割に対して、5割、2割、そういった減額のあるところ、7割のところもありますけど、そういったところで、減額、本当にこれが所得割の計算からいくと減額になっていると思えないんですが、本当に保険料は安くなるんでしょうか。

○議長（大西 智君） 質問の趣旨、分かりますか。

宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 軽減所得の判定の関係かと思いますが、こちらにつきまして
は、所得割ではなく、均等割と平等割に係る部分の軽減措置ということになってございます。
以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず初めに、反対者の発言を許します。

5 番、今野議員。

○5 番（今野幸子君） 議案第52号の洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正する条例に反対の
立場で討論させていただきます。

この基礎課税額、所得割、均等割、それぞれの額が合算されるものですが、所得割に関し
ては結構上がっているものがあります。国民健康保険税は、もともと被保険者の負担が重く
なっている状況です。その上、国民健康保険加入者には高齢者が多いこと、そして、働くこ
とが困難な人、非正規雇用の人など、多くの人を経済的に厳しい人が多い、そういった状況
にある。その上に、医療を必要とする人も多い状況にあります。

この条例は、結局国民健康保険税を上げることにつながっています。低所得層まで影響を
与える可能性も持っています。本来、国が守るべき制度でありながら、今まで国の負担額が
引き下げられ続けてきた国の責任は重大です。

国庫負担の引上げを呼びかけながら、この議案52号洞爺湖国民健康保険税条例の一部改正
については、反対します。

○議長（大西 智君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

1 番、石川邦子議員。

○1 番（石川邦子君） 国民健康保険税条例の一部改正についてということで、賛成の立場で
討論に参加したいと思います。

先ほど副町長より説明がありましたとおり、令和7年2月7日付で国民健康保険法施行令
の一部を改正する政令が公布されまして、国民健康保険税の法定限度額が令和7年4月1日
から引き上げられることになったということでございます。

町独自の改正ではありません。これは国の政令が変わったということで、法令遵守による
考えの下、一部改正をするということでございますので、これについては賛成の意見といた
します。

以上です。

○議長（大西 智君） これで討論を終わります。

これから、議案第52号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。
この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立多数です。

したがって、議案第52号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第15、議案第53号洞爺湖町公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書48ページをお開き願いたいと思います。

議案第53号洞爺湖町公園条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

本改正の趣旨でございますが、北海道立洞爺自然の家跡地を北海道教育委員会から譲与され、平成27年度からえぼし岩公園として管理してきましたが、公園としての用途を終了し、民間による活用提案を受けたいことから、公園条例の廃止を提案させていただくものでございます。

議案説明資料の65ページ、66ページにございますが、えぼし岩公園の項を削ったところでございます。

附則でございます。施行期日は令和7年10月1日からの施行とするものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 公園条例の一部を改正するとのことですが、実はこのえぼし岩公園の道からの譲り受けについて、私もそのメンバーとして加わった経緯もありましたので、ちょっとかつてのことを思い出しながら質問させていただきますけれども、民間活用にすることについては、私は同意するというか、賛成したいというふうに思っています。

建物だけ使う案もありましたし、更地にしてもらうという案もありましたが、最終的に建物が残ると、体育館がありましたのでね、残ると今後の活用非常にいろんな面で負担がかかるということで、全部更地にして譲り受けようということに決定したことを今思い出しているところでございます。

その後、公園として、期日が、勝手に使えないという縛りがあったようでございますので、それで多分10月1日になっているんだと思いますが、民間活用は大いにやっていただきたいんですが、やはりこの町の目指しているにぎわいであったり、移住であったり、その辺の施策に合致した活用になるように鋭意努めていただきたい。そのお願いも兼ねて、このことも

お願いをしたいということで、どんな形で民間活用を進めようとしているか、もし支障がなければ、話せる範囲で結構ですので、それをお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 佐野洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（佐野大次君） このえぼし岩公園につきましては、これまで公園として活用してまいりました。ただ、公園内にトイレがないなど、活用にはなかなか積極的な活用がされていなかったところでございます。

こちらにつきましては、行財政改革の方針にもございますとおり、遊休、使われてない町有地については売却するといった方針、また、地域においては、全町的な課題ではございますけれども、洞爺地区におきましても、人口減少、そういったところが非常に深刻な課題となっているところでございます。また、地域には、活用できるアクティビティーも含めて素材がたくさんあるため、そういったものをしっかり活用した地域振興を図っていきたいと考えてございます。

既に数件、このえぼし岩公園を活用したいというご意見をいただいております。そういったところから、まずはこの洞爺地区のえぼし岩公園の町有地活用を先に進めたいと考えてございます。

活用につきましては、公募方式を現在進めることとしておりまして、その公募の中で、より地域振興につながるような提案を、ぜひ町と官民連携の下、進めていく手法として現在考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） ぜひそのようにお願いしたいと思いますが、もう1点、ちょっと懸念するところで、いろんな外資系とか、転売目的とか、そういう形で、洞爺地域もそういった傾向が見られる場合もございますので、その辺も十分注意した形で、活用の業者さんといいますかを選定していただきたいということと、あそこに1点、彫刻が設置してあります。その取扱いについてどうするかはありますか。

○議長（大西 智君） 佐野洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（佐野大次君） まず、計画につきましては、提案いただいた計画、それが間違いなく遂行されるような、転売の禁止も含めた条項整理というものが必要だと考えております。

また、中には、小田襄氏、亡くなられていますけれども、貴重な、とうや湖ぐるっと彫刻公園の彫刻が1基設置されております。考え方としましては、移転または計画の中においてうまく活用できるような引き続き占用いただく方法、こういったところを方法としては現在検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、公募の段階では、そういったものも整理した上で公募を開始したいと考えてございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 五十嵐議員ともちょっとダブると思うんですけど、やはり民間に移った後の使用が、景観条例に、本当に守ってもらえるという、その時点を本当に徹底してもらわないと、どう使われるか分からなくなったら困るので、今の説明で何とかなるのかなというのはちょっと思いましたけど、その条例の点でお聞きします。

○議長（大西 智君） 再度お願いいたします。

佐野洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（佐野大次君） えぼし岩公園につきましては、道道から山側100メートルの区域が国立公園として第2種特別地域の指定を受けている地域でございます。それ以外の部分につきましては、洞爺湖町の準都市計画、また景観計画の土地でございます。公募に関しましては、そういった町の指定または計画も含めて、こういった土地に対して町のこういった計画がございますといったところもお示しした上で、提案の中にはそれを組み込んだ提案がいただけるよう公募を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号洞爺湖町公園条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号洞爺湖町公園条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第16、議案第54号洞爺湖町立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書49ページをお開き願いたいと思います。

議案第54号洞爺湖町立学校設置条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正理由でございますが、生徒の安心安全な教育環境を早期に確保する等の観点から、虻

田中学校を虻田小学校内に移転することについて、令和８年度の本格移転を目指しまして、本年、令和７年６月１日付で虻田中学校が使用するスペースについて、虻田小学校の教室を財産処分するため、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、虻田中学校の住所を虻田郡洞爺湖町入江190番地８から、虻田郡洞爺湖町栄町59番地１に変更するものでございます。

この条例は、令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号洞爺湖町立学校設置条例の一部改正についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号洞爺湖町立学校設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第17、議案第55号町道の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書50ページをお開き願いたいと思います。

議案第55号町道の廃止についてでございます。

道路法第10条第１項の規定により、町道路線を次のように廃止するものでございます。

路線名は、岩屋２号線、起点及び終点も併せて岩屋15－５番地先でございます。延長につきましては100.32メートルでございます。

本改正でございますが、先ほど提案させていただきましてご承認いただきました議案第53号の洞爺湖町公園条例の一部改正と同じ理由で、えぼし岩公園内にある岩屋２号線を廃止する提案をするものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号町道の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号町道の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第18、議案第56号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書の51ページをお開き願いたいと思います。

議案第56号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第7号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ9,366万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ83億4,567万5,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

56ページをお開き願いたいと思います。

上段のほうに「第2表 繰越明許費」がございます。2款総務費1項総務管理費、プレミアム地域通貨発行事業で4,152万6,000円を繰越しするものでございます。準備に期間を要することから繰越しをするものでございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費、低所得者世帯支援等給付金事業で1,402万5,000円を繰越しするものでございます。事業が完成していないことから繰越しを部分的にするものでございます。

4款衛生費4項清掃費、花美館維持管理事業で113万8,000円を繰越しするものでございます。修繕するシーケンサーを交換するため、部品の納期がかかることから繰越しをするものでございます。

それから、9款消防費1項消防費、災害対策事業で1,880万5,000円を繰越しするものでございます。これについては、歳出でも説明させていただきますが、現在補助申請をして繰越しをして事業展開をさせていただくものでございます。

51ページに戻っていただきます。

第3条の地方債の補正でございます。地方債の変更は「第3表 地方債補正」によるとしてございますが、これについては事項別明細書の中で説明させていただきます。

3月会議のこの補正予算につきましては、令和6年度の各事業の実績及び決算見込みによる事業費の増減が主なものでございます。主要なものについて説明させていただきたいと思います。

事項別明細書の4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

1款町税1項町民税1目個人で、所得割の個人所得の増により3,500万円の増、2項1目固定資産税現年課税分で、償却資産で企業の設備投資により1,800万円の増、5項1目入湯税でございますが、これは現年度分で決算見込みにより1,300万円の減でございます。

一つ飛ばしまして、11款1項1目地方交付税でございます。普通交付税で臨時経済対策費等の追加交付によりまして9,344万7,000円の増額でございます。

続いて13款分担金及び負担金ですが、一つ飛ばして2項になります。2項負担金1目民生費負担金で220万円の減でございます。主なものといたしましては、高齢者福祉施設入所者の徴収金でございますが、入所者の減によりまして240万円の減となっております。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

14款使用料及び手数料1項使用料2目民生費使用料でございますが、公衆浴場等の利用者の増によりまして120万円の増、下の衛生使用料でございますが、これは霊園使用料で、合葬墓の利用申請の増により101万円を増額するものでございます。

次に、一つ飛ばして15款国庫支出金になります。1項国庫負担金1目民生費負担金で1,156万5,000円を増額してございます。主なものでございますが、障害者自立支援給付等負担金で594万7,000円を増額してございます。その下の2節児童福祉費負担金でございますが、児童手当負担金で補助率の変更に伴いまして、制度改正によりまして272万7,000円を増額してございます。その下の、子どものための教育・保険給付費負担金で、公定価格の変更に伴いまして162万2,000円の増となっております。一つ飛ばしまして4節の介護保険低所得者保険料軽減負担金でございますが、軽減対象者の増によりまして141万4,000円を増額するものでございます。

次に、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金で840万8,000円を増額してございます。一つ目、1節の総務費補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で中間サーバー機器更新によりまして261万9,000円の増でございます。それから、新しい地方経済・生活環境創生交付金でございます。避難所備品整備に対する補助金で940万2,000円の増でございます。その下の企画費補助金でございますが、これは共創モデル事業、いわゆる地域公共交通確保維

持改善事業費補助金でございますが、その事業の決算見込みによりまして361万3,000円を減額するものでございます。

下のほうになりまして、3目衛生費国庫補助金で439万9,000円を減額してございます。

8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

その主な要因でございますが、3節の新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業補助金で決算見込みにより373万5,000円を減額するものでございます。

4目土木費国庫補助金で293万9,000円の減でございます。要因といたしましては、道路メンテナンス事業補助金で工事費の増により241万9,000円の増、その下の住宅費補助金で町営住宅長寿命化事業の決算見込みにより535万8,000円を減額するものでございます。

一つ飛ばしまして、6目1節の物価高騰対応重点支援地方創生臨時補助金でございますが、決算見込みにより2,805万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、一つ飛ばして、16款の道支出金でございます。

1項負担金1目民生費道負担金で28万9,000円の増となっておりますが、説明のほうにあります。2節の心身障害者福祉負担金でございます。決算見込みにより297万4,000円の増額となっております。その下の3節児童福祉費負担金で、児童手当負担金で補助率の変更によりまして251万3,000円を減額するものでございます。その下の子どものための教育・保育給付費負担金で、公定価格の変更により135万4,000円を増額するものでございます。下段になりますが、6節の後期高齢者医療保険基盤安定負担金でございます。決算見込みにより216万6,000円を減額するものでございます。

2項道補助金1目民生費道補助金で234万6,000円の減となっております。

10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

4節の医療助成費補助で乳幼児医療補助金で医療費の減によりまして185万円を減額してございます。

それから、3項農林水産業費道補助金で25万3,000円の減でございますが、内訳として大きいところは道営土地改良事業補助金の割合の変更により194万8,000円を増額となっております。それから、その下になります3節の水産業費補助金で地域づくり交付金でございますが、ホタテ養殖設備導入事業費の確定によりまして130万円を減額してございます。

18款1項寄附金でございます。企業版ふるさと納税でございますが、企業からの申出がありまして120万円を増額するものでございます。

19款1項1目繰入金で1億6,495万3,000円を減額するものでございます。まずは財政調整基金繰入金で基金繰戻しでございますが、3月補正による剰余金の繰越しということで1億5,700万円を減額するものでございます。一つ飛ばしまして、観光開発繰入金でございます。49万3,000円減でございますが、洞爺湖マラソン、それから浚渫工事、いずれも事業確定により減額するものでございます。公共施設等整備基金繰入金でございますが、これにつきましては充当事業の緑化プレハブ改修工事の額の確定により320万円を減額するものでございます。その下のみんなの基金繰入金でございますが、充当事業の決算見込みにより、それぞ

れ減額をするものでございます。

次のページ、12ページ、13ページになります。

21款諸収入5項3目雑入でございます。349万7,000円の減でございます。これにつきましては、公営住宅の火災保険等の確定により減額するものでございます。

次に、22款1項町債1目総務債になります。これにつきましては、本町の長寿命化整備事業の事業費の確定により360万円の減額、2目民生費640万円の減額でございますが、これは子ども医療費助成拡大事業の決算見込みにより170万円の減額、それから、保育所整備事業債でございますが、これにつきましては保育所の実施設計の確定により470万円を減額するものでございます。

3目の衛生費510万円の減でございますが、事業確定により減額するもので、西いぶり広域連合中間処理施設の事業費の確定によるものでございます。

それから、その下の公共施設等解体事業債でございますが、地域交流センター解体事業の確定により160万円の減額、それから火葬場の解体事業の委託料の確定により160万円の減額でございます。

次に、4目の農林水産業債で610万円の減でございます。これにつきましては、1節の農業施設整備事業債でございますが、決算見込みにより410万円の減、それから2節の水産業施設整備事業費でございますが、虻田漁港整備事業の事業費の確定により200万円の減でございます。

商工債については少額なので省略させていただきます。

6目の土木債でございます。840万円の減額でございますが、1項道路橋梁債で橋梁長寿命化の事業の確定により510万円の減額、それから3節の住宅管理事業債では、町営住宅改修事業の確定により330万円の減額でございます。

それから、7目の消防債でございますが、通信指令台更新事業費の確定により830万円を減額するものでございます。

それから、8目の教育債で300万円の減額でございますが、主なものとしましては2節の高校生通学路等助成事業の決算見込みにより220万円を減額するものでございます。

次に、14、15ページになります。ここから歳出になります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、それから2目職員福利厚生費でございますが、両方とも決算見込みにより減額をするものでございます。

3目公有財産管理費、公有財産管理事業でございますが、14節工事請負費、これは中央監視装置交換工事の執行残で360万5,000円を減額するものでございます。その下の16節公有財産購入費、土地購入未執行により558万6,000円を減額するものでございます。その下の基金管理事業でございます。24節積立金でございますが、地方交付税等の追加交付などによりまして財政調整基金積立金で1億1,052万5,000円を増額するものでございます。その下の減債基金積立金も同様の理由で2,321万2,000円を増額するものでございます。観光開発基金積立金は入湯税の減によりまして880万8,000円を減額するものでございます。その下の特定目的

基金積立金でございますが、これは決算見込みにより116万円を増額するものでございます。

飛びまして一番下になります。8目の企画費になります。2,160万6,000円を減額するものでございます。主なものとしましては、地域公共交通対策事業でございますが、買い物支援バス運行事業委託料で10月からコネクトタクシーに移行したことにより158万5,000円を減額するものでございます。

16ページ、17ページになります。

続きまして、18節の負担金補助及び交付金で、地域公共交通協議会負担金で共創モデル事業の実績によりまして130万円を減額するものでございます。その下、生活路線維持管理事業補助金でございます。これは道南バスの湖畔線の廃止によりまして193万3,000円を減額するものでございます。その下の移住定住促進事業でございます。地域おこし協力隊の事業費の決算見込みにより1,640万円を減額するものでございます。

二つ飛びまして3項1目戸籍住民基本台帳費で167万円の減額でございます。主なものとしては、13節の使用料及び賃借料でございますが、戸籍クラウドサービス利用料の減により118万円を減額するものでございます。

次に、18ページ、19ページをお開き願いたいと思います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費で2,805万1,000円を減額してございます。主なものとしましては、18節の負担金補助及び交付金で、定額減税調整給付金が給付実績を見込みまして2,361万円を減額するものでございます。その下の新たな低所得者世帯等の重点支援給付金事業でございますが、実績見込みにより405万円を減額するものでございます。

次に、2目高齢者福祉費で908万2,000円を減額してございます。主なものでございますが、高齢者福祉事業の12節の委託料でホテル等の入浴助成事業委託料で利用者の増により100万円の増、下になりますが老人福祉施設入所事業の19節扶助費で老人保護措置費扶助で入所者の減によりまして減額870万円をするものでございます。

それから、3目の心身障害者特別対策費でございます。1,151万3,000円を減額するものでございます。主なものとしましては、19節の自立支援給付補助金でございます。新規利用者の増や利用日数の増により1,172万円を増額するものでございます。

次に、4目介護保険費でございます。介護保険特別会計繰出事業で介護保険給付費の減によりまして628万6,000円を減額するものでございます。

次に、20ページ、21ページをお開き願いたいと思います。

6目後期高齢者医療費でございます。広域連合事務費の確定により318万7,000円を減額するものでございます。

次に、3項医療助成費1目医療対策費でございます。これにつきましては、国民健康保険特別会計の決算見込みにより400万円を減額するものでございます。

飛ばしまして、4目子ども医療助成費で370万円の減でございます。主なものとしましては、19節の扶助費で子ども医療費扶助で決算見込みにより350万円を減額するものでござ

ざいます。

次に、4項児童福祉費1目福祉費で118万2,000円の増額でございます。主なものとしたしましては、公定価格の引上げにより施設型給付金の負担金でございますが、433万2,000円を増額するものでございます。また、19節の対象児童費の減により230万円を、扶助費でございますが減額するものでございます。

次に、5項保育所費、2目常設保育所費で1,078万7,000円の減額でございます。これにつきましては、人件費等の決算見込みで減額するものでございます。一番下に12節の委託料があります。これについては実施設計委託料でございますが、保育所建設に関わる実施設計業務の執行残により508万2,000円を減額するものでございます。

22ページ、23ページをお開き願いたいと思います。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生管理費で798万3,000円を減額するものでございます。主なものとしたしましては、14節の工事請負費で、地域交流センター解体工事で163万9,000円の減、それから、水道事業会計・簡易水道事業会計推進事業で水道事業会計の事業の執行残により650万1,000円を減額するものでございます。

2目の予防費1,343万4,000円の減でございますが、これはワクチン接種委託料等の実績により減額をするものでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

2項環境衛生費1目環境衛生費で363万4,000円の減でございます。主なものとしたしましては、12節の委託料で実施設計委託料減で虻田火葬場解体工事設計執行残で170万5,000円の減、それから、18節の負担金補助及び交付金で伊達市のし尿処理事務委託の確定によりまして192万9,000円の減でございます。

それから、その下になりますが、2目環境対策費で355万円の減でございますが、これにつきましては浄化槽設置事業補助金の申請減により減額をするものでございます。

次に、4項清掃費1目清掃管理費で592万1,000円の減でございます。主なものとしたしましては、18節の負担金補助及び交付金で西いぶり広域連合負担金の確定により492万5,000円を減額するものでございます。その下の花美術館維持管理事業でございますが、これにつきましては修繕料で部品交換のシーケンサーというものを修繕することから113万8,000円の増額となっております。12節の委託料では、リサイクルセンター管理運営事業で決算見込みにより142万3,000円を減額するものでございます。

次に、5款労働費ですが、1目労働諸費で18節の負担金補助及び交付金でございますが、200万円の減でございます。これはスポットワーカー活用支援事業の決算見込みにより減額するものでございます。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費244万8,000円を減額するものでございます。主なものとしては、18節の負担金補助及び交付金で、道路土地改良事業負担金で全体事業費の減により256万円を減額するものでございます。

次に、26ページ、27ページでございます。

中段から下になります。3 項水産業費 1 目水産振興費で249万円の減額でございます。18 節の負担金補助及び交付金でございます。虻田漁港事業負担金で、北海道の事業費確定により200万円の減でございます。

それから、7 款商工費 1 目商工管理費で261万円の減でございます。主なものといたしましては、負担金補助及び交付金で、洞爺湖町新型コロナウイルス対応融資利子補給事業補助金で決算見込みより270万円を減額するものでございます。

28ページ、29ページになります。

2 項観光費 1 目観光振興費、観光振興対策事業で18節負担金補助及び交付金でございます。温泉源既存施設改修事業補助金で確定により160万円を減額するものでございます。

2 目観光施設管理費については事業の確定による減額でございます。

続いて、8 款土木費になります。2 項道路橋梁費 1 目道路橋梁維持費で4,263万5,000円の増額でございます。虻田地区道路橋梁補修事業でございますが、12節委託料で除雪業務委託料で除雪費の不足により4,674万6,000円を増額するものでございます。また、15節の原材料費では道路凍結防止剤散布回数増により118万4,000円を増額するものでございます。

30ページ、31ページをお開きください。

4 の橋梁長寿命化修繕事業でございますが、入札執行残により減額をするものでございます。その下の河川費でございますが、これについても入札の執行残による減額でございます。

それから、4 項公園及び緑化費でございますが、1 目公園及び緑化費、これにつきましてもプレハブ事業の執行残により減額をするものでございます。

2 目湖畔公園緑化費で191万1,000円の減でございますが、これは人件費の決算見込みにより減額をするものでございます。

その下の5 項都市計画費 1 目都市計画管理費でございますが、1,544万2,000円の減額でございます。主なものとしましては、下水道事業会計推進事業でございますが、下水道事業会計補助金の実績によりまして1,483万7,000円を減額するものでございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。

6 項住宅・建築費でございます。1,497万8,000円の減額でございます。これにつきましては、14節の工事請負費でございます。長寿命化改修工事の入札執行残で1,398万3,000円を減額するものでございます。

次に、9 款 1 項 1 目消防費でございます。西いぶり行政事務組合負担事業でございます。18節の負担金補助及び交付金でございますが、西いぶり行政事務組合負担金の決算見込みにより2,645万3,000円を減額するものでございます。

その下の災害対策費でございます。災害対策費の17節に備品購入費がございます。これにつきましては簡易ベッド、パーティション、ブルーヒーター等の防災備品を国の新たな補助金を使いまして防災備蓄事業の備品を整備するものでございます。その増額でございます。

10 款教育費 1 項教育総務費でございます。その中の一番下、18節の負担金補助及び交付金で、高校生通学費等補助金で決算見込みにより220万円を減額するものでございます。

34ページ、35ページをお開き願いたいと思います。

一番上に4目教員住宅管理費で287万円の減額でございます。主なものとしては、10節の修繕料で、修繕料の減により100万円の減額、それから工事請負につきましては解体を予定した教員住宅について民間住宅に売却と変更したため187万円を減額するものでございます。

あとにつきましては決算見込みによる減額なので説明は省略させていただきたいと思えます。

36ページ、37ページでございますが、これにつきましては、みんな決算見込みによる減でございますので、説明は省略させていただきたいと思えます。

38ページ、39ページになります。

12款1項1目給与費でございます。4,420万円の減額でございます。これにつきましては決算見込みにより執行残があるため減額をするものでございます。

13款1項1目予備費でございますが、1,769万4,000円を減額するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

ここで休憩いたします。再開を午後2時10分といたします。

（午後 1時59分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、一般議案を進めたいと思えます。

（午後 2時10分）

○議長（大西 智君） 議案第56号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第7号）の説明を受けました。

質疑から入りたいと思えます。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第7号）について

は、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第19、議案第70号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 追加議案となります議案第70号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものでございます。

繰越明許費でございます。

第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」によるものでございます。

2ページに、「第1表 繰越明許費」があります。

9款消防費1項消防費、事業名は西いぶり行政事務組合負担金事業でございまして、西いぶり消防指令センター整備事業で2,771万8,000円を繰越しするものでございます。

この理由でございますが、受注業者から他県で先行実施している事業において消防指令システムのソフトウェアの不具合が発見されたというところでございます。西いぶり消防指令センターに導入予定の消防指令システム自体にも修正が必要となったことから、工期の延長を伴い、予算の繰越しをご提案するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）について

は、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第20、議案第57号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書の58ページをお開き願いたいと思います。

議案第57号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,810万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,367万7,000円とするものでございます。

事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

2款道支出金1項道負担金1目保険給付費等交付金でございます。保険給付費等の普通交付金で9,410万円の減額でございます。療養費、出産育児一時金等の決算見込みにより減額をするものでございます。

次に、4款1項繰入金でございます。その中で、下のほうになりますが、6目財政安定化支援事業繰入金で224万8,000円の増でございます。これは繰入額の確定によるものでございます。

7目のその他一般会計繰入金で670万7,000円を減額するものでございます。各繰入金の補正に伴う調整により減額をするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

2款1項保険給付費1目療養給付費で7,360万円の減額でございます。一般被保険者の給付費等の見込みにより減額するものでございます。

2目高額療養費で1,700万円の減額でございます。決算見込みによる減でございます。

それから、4目出産育児諸費で350万円の減額、出産数の減により減額をするものでございます。

一番下になります。8款1項予備費で337万5,000円を減額するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第21、議案第58号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書61ページをお開き願いたいと思います。

議案第58号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,224万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,278万7,000円とするものでございます。

事項別明細書で説明させていただきたいと思います。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料で255万3,000円を減額するものでございます。これは第1号被保険者の減によるものでございます。

次に、2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金で1,280万1,000円を減額するものでございます。各事業費の決算見込みにより減額をするものでございます。

次に、2項国庫補助金1目調整交付金で1,143万6,000円の増でございます。交付率の確定により増額をするものでございます。

続いて、下のほうになります。3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金で975万5,000円を減額するものでございます。各事業費の決算見込みにより減額をするものでござ

います。

一番下になりますが、4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金で1,873万8,000円を減額するものでございます。現年度分の介護給付費減により交付金を減額するものでございます。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

6款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金で876万5,000円の減でございます。現年度分の介護給付費減により繰入金を減額するものでございます。

3目低所得者保険料軽減繰入金で238万5,000円の増額でございますが、これについては軽減負担金の増額による増でございます。

それから、2項基金繰入金1目介護給付費支払準備繰入金でございます。2,300万円の減額でございますが、介護保険特別会計決算見込みにより繰入金を減額するものでございます。

8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

歳出になります。

1款総務費の一般管理費については財源補正となります。

2款保険給付費1項1目介護サービス等諸費で7,000万円の減でございます。各給付費とも決算見込みにより減額をするものでございます。

2項1目介護予防サービス等諸費370万円の増額、これにつきましては介護予防サービス給付費と計画給付費ともに決算見込みにより増額するものでございます。

3項1目高額介護サービス等諸費で210万円の増額でございますが、決算見込みによるものでございます。

それから、4項1目高額療養費合算介護サービス等費、それから下の5項1目特定入所者介護サービス等費480万円の減額は、両方とも決算見込みによる減額でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

一番下になります。6款1項1目予備費で729万6,000円を増額するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第22、議案第59号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書64ページをお開き願いたいと思います。

議案第59号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ318万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億179万円とするものでございます。

事項別明細書で説明させていただければと思います。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございます。

2款繰入金1項一般会計繰入金1目保険基盤安定繰入金で288万9,000円の減でございます。保険基盤安定負担金の額の確定により減額をするものでございます。

次の6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で318万7,000円を減額するものでございます。主なものといたしましては、説明にもありますが、保険料等負担金で288万9,000円を減額するもので、負担金の確定により減額をするものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第23、議案第60号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書67ページをお開き願いたいと思います。

議案第60号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をする。これにつきましては、補正予算に関する説明書で説明させていただきたいと思います。

一番後ろの4ページをご覧くださいと思います。

収益的収入でございます。

1款水道事業収益2項営業外収益5目他会計補助金で650万1,000円を減額するものでございます。支出決算見込みにより減額をするものでございます。

収益的支出でございます。

1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費で377万7,000円を減額するもので、工事請負費でございまして、水道メーター取替工事等の執行残により減額をするものでございます。

3目総係費で272万4,000円の減額でございます。これは委託料でございまして、水道事業経営戦略策定業務等による執行残で減額をするものでございます。

議案書の67ページに戻っていただきたいと思います。

第3条、予算第10条他会計からの補助金「5,300万円」を「4,649万9,000円」に改めるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第24、議案第61号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書68ページをお開き願いたいと思います。

議案第61号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。これにつきましては補正予算に関する説明書の3ページをお開き願いたいと思います。

収益的支出でございますが、1款簡易水道事業費用2項営業外費用2目消費税及び地方消費税で、消費税支払額の確定により25万5,000円を増額するものでございます。このことによりまして4項1目の予備費を25万5,000円減額するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第25、議案第62号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書69ページをお開き願いたいと思います。

議案第62号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。これにつきましては第4条と一緒に説明させていただければと思います。

次に、第3条、予算第4条の本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出に対して不足する額1億2,096万6,000円は、過年度損益勘定留保資金5,451万7,000円、当年度損益勘定留保資金6,644万9,000円で補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。これらにつきまして、補正予算に関する説明書で説明させていただければと思います。説明書の6ページをお開き願いたいと思います。

収益的収入と支出があるかと思います。初めに、収益的収入でございます。

1款下水道事業収益2項営業外収益1目他会計補助金でございますが、1,070万円を減額するものでございます。これにつきましては決算見込みにより減額をするものでございます。

収益的支出でございます。

1款下水道事業費用1項営業費用2目処理場費で890万円を減額するものでございます。汚泥処理量等の減によりまして、委託料、動力費、薬品費が減になったものでございます。

3目総係費で180万円の減額、これは会計支援業務の委託料の決算見込みにより減額をするものでございます。

次に、7ページになります。

資本的収入と支出でございますが、まず、資本的収入でございます。

1款資本的収入1項企業債1目建設改良企業債120万円の減額、それから2項1目他会計補助で413万7,000円の減額、それから3項1目国庫補助金416万円の減額、これはいずれも

建設改良費の減額に伴うものでございます。

資本的支出でございますが、1款資本的支出2項建設改良費1目建設改良費でございますが、836万7,000円の減額でございます。委託料で832万円の減額は、公共下水道ストックマネジメント実施計画策定業務と、それから内水浸水想定区域策定業務等の執行残により減額をするものでございます。

議案書の70ページに戻っていただきたいと思います。

第4条の予算第6条企業債を次のとおり補正するものでございます。公共下水道事業は、虻田下水終末処理場改築・新築工事等の額の確定によりまして10万円減額し3,760万円に、それから、公営企業会計適用事業につきましては、対象となる事業の執行額の減によりまして限度額を110万円減額し100万円に変更するものでございます。

71ページになりますが、第5条、予算第10条他会計からの補助金でございますが、「3億3,155万3,000円」を「3億1,671万6,000円」に改めるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号から議案第69号まで一括上程、説明、委員会付託

○議長（大西 智君） 日程第26、議案第63号令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算から議案第69号令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算までを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案第63号から69号まで一括してご提案させていただきます。

きます。

議案書72ページをお開き願いたいと思います。

議案第63号令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算でございます。

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億9,400万円と定めるものでございます。

第2条、債務を負担する行為ができる事項、期間、限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。内容につきましては、事項別明細書で説明をさせていただきます。

第3条、地方債を定めるもので、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものとしております。これにつきましても事項別明細書で説明させていただきます。

第4条は一時借入金で、借入金の最高限度額を15億円と定めるものでございます。

次に、80ページをお開き願いたいと思います。

議案第64号令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億70万円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金は、借入最高限度額を4億円と定めるものでございます。

続いて、83ページをお開き願いたいと思います。

議案第65号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億150万円と定めるものでございます。

続きまして、86ページになります。

議案第66号令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億131万円と定めるものでございます。

続いて89ページになります。

議案第67号令和7年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算でございます。

第2条で業務の予定量を定めております。給水戸数が3,575戸、年間の総給水量は88万3,800立方メートル、1日の平均給水量は2,421立方メートルでございます。主な建設改良事業として、配水管布設替工事370メートル及び浄水場施設整備の工事一式を予定しております。

第3条で収益的収入と支出がございました。

収益的収入及び支出の予定額は、収入支出とも2億9,420万7,000円としております。

第4条で資本的収入及び支出でございます。90ページにまたがりませんが、資本的収入が1億8,150万円、支出は2億7,559万5,000円を見込んでおります。この収支が不足する分につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に、第5条の企業債でございます。これは起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めたものでございます。内容は事項別明細書で説明させていた

できます。

第6条の一時借入金でございますが、限度額を5,000万円と定めております。

第7条は、予定支出の各項の経費が金額の流用を次の2項とすることを定めたものでございます。

第8条は、議会の議決を得なければ流用できない経費を定めたものでございます。職員給与費で1,852万1,000円と定めております。

次に、91ページになります。

第9条、他会計からの補助金で、一般会計からの補助金を受ける金額を3,730万円と定めております。

第10条のたな卸資産の購入限度額は1,141万7,000円と定めるものでございます。

次に、92ページになります。

議案第68号令和7年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算でございます。

第2条でございますが、業務の予定量を定めたものがございます。給水戸数が768戸、年間給水量は21万7,500立方メートル、1日の平均給水量は595立方メートルでございます。主な建設事業としては、簡易水道施設事業と、それから配水管布設替工事で201メートルを予定しております。

第3条の収益的収入及び支出でございますが、収益的収入及び支出の予定額は、収入、支出とも8,962万6,000円としております。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。93ページにまたがりませんが、資本的収入は8,040万円、支出は1億536万9,000円を見込んでおり、この収支が不足する額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金と減債積立金で補填するものとしております。

続いて、企業債でございます。企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定めることとしております。内容は事項別明細書で説明させていただきます。

第6条の一時借入金は5,000万円と定めております。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を次の2項とすることを定めたものでございます。

それから、第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めたもので、94ページになりますが、1,223万3,000円でございます。

第9条は他会計からの補助金で、一般会計から補助を受けた金額は3,690万円とするものでございます。

第10条のたな卸資産の購入限度額は277万8,000円と定めたものでございます。

次に、95ページになります。

議案第69号令和7年度虻田郡洞爺湖町下水道事業会計予算でございます。

第2条の業務の予定量を定めております。接続戸数が3,589戸、年間処理水量は205万

2,200立方メートル、1日の平均処理量は3,674立方メートルでございます。主な建設改良事業費は、虻田下水終末処理場ほか改築更新工事一式を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出でございます。収益的収入及び支出の予定額は、収入、支出とも6億7,897万8,000円としております。

第4条の資本的収入及び支出でございます。96ページにまたがりますが、資本的収入が2億7,867万9,000円で、支出は4億3,600万7,000円を見込んでおります。この収支の不足する部分につきましては、過年度損益勘定留保資金と当年度勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条でございます。企業債として、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は次のとおり定めるとしております。内容につきましては事項別明細書で説明させていただきます。

第6条、一時借入金で限度額を5,000万円とするものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を次の各号とすることを定めたものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めております。97ページになりますが、職員給与費で3,955万2,000円と定めております。

第9条は他会計からの補助金で、一般会計から補助を受ける金額を2億6,232万円とするものでございます。

以上が説明となりますが、予算書の附属説明資料がお手元にあると思います。そちらのほうで各令和7年度の予算について簡単に説明させていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 八反田副町長、その部分については今後予定されている予特の関係で説明していただければ十分かと思いますので、大きな概要だけでも今言っていたので、よろしいかと思うのですけれども。

○副町長（八反田 稔君） ありがとうございます。

以上、説明を終了させていただきます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

本案につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案の各会計予算については、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、正副委員長の選出のため暫時休憩いたします。

特別委員会を開催していただいて、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午後 2時57分)

○議長（大西 智君） それでは、休憩前に戻し、再開をいたします。

(午後 3時05分)

◎正副委員長の決定

○議長（大西 智君） ただいま予算審査特別委員会が開催され、正副委員長が決定しましたので、ご報告申し上げます。

予算審査特別委員会委員長には板垣議員、副委員長に石川邦子議員が選出されました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次週10日より予算審査特別委員会が開催となりますので、よろしくお願い申し上げます。
本日は、これをもって散会いたします。

(午後 3時05分)

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員